

特殊詐欺の撲滅に関する協定

静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人静岡県経営者協会及び一般社団法人静岡県商工会議所連合会（以下「甲」という。）と静岡県警察（以下「乙」という。）は、次のとおり特殊詐欺の撲滅に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携して効果的な特殊詐欺被害防止対策を推進し、もって特殊詐欺の撲滅を目指すことを目的とする。

（防犯情報等の提供）

第2条 乙は、甲に対し、特殊詐欺の発生状況、防犯情報等に関する情報を提供するものとする。

- 2 甲は、乙から提供を受けた情報を、被害防止を図ることを目的として、傘下事業所に発信するものとする。
- 3 甲及び甲の傘下事業所（以下「甲等」という。）は、日常の業務を通じて特殊詐欺に関する情報を得た場合は、乙に通報するものとする。

（協力事項）

第3条 甲等は、業務に支障を生じない範囲で、次の活動を行うように努めるものとする。

- (1) 社員及び社員の家族に対し、犯人からの電話等を遮断する「迷惑・悪質電話防止装置」普及促進に向けた活動
- (2) 乙が提供する情報等を、社報、掲示物等を通じ、社員に周知させる広報啓発活動
- (3) 企業の持つ各種技術等を活用したサギ電話から高齢者を守る取組
- (4) その他甲と乙が必要と認め合意した事項

2 乙は、甲等が特殊詐欺の撲滅に関して行う活動に対して、必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 この協定に基づく活動を通じて知り得た個人情報等については、第1条の目的以外に使用してはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

附 則

- 1 本協定は、協定締結日より適用する。
- 2 本協定締結の証として本書5通を作成し、甲及び乙が署名の上各1通を保管する。

平成31年 1月21日

甲 静岡県商工会連合会
会長

前澤 侑

静岡県中小企業団体中央会
会長

諏訪部 敏之

一般社団法人静岡県経営者協会
会長

中西 勝則

一般社団法人静岡県商工会議所連合会
会長

酒井 公夫

乙 静岡県警察本部
本部長

川島 典明